

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 2 9 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成 28 年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

今般、平成 28 年熊本地震の被災地域での建設工事において、積算と実態に乖離が見られることを踏まえ、国土交通省直轄工事の積算方法について定められた当面の運用（別添 1）を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるよう、別紙のとおり依頼しましたので、お知らせします。

併せて、「平成 28 年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成 2 8 年 8 月 3 1 日付け総行行第 1 7 3 号・国土入企第 1 7 号）を踏まえ、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めるとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること等を、関係県等に対し、改めて依頼したところです。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第74号
国土入企第33号
平成30年3月29日

関係県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
関係指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定について」（平成29年1月23日付け国土入企第19号）及び「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成29年10月25日付け総行行第253号・国土入企第25号）において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼したところです。

今般、上記通知後も積算と実態に乖離が見られることを踏まえ、国土交通省直轄工事の積算方法について、別添のとおり、当面の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

また、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成28年8月31日付け総行行第173号・国土入企第17号）を踏まえ、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の

国技建管第 34 号
国総公第 84 号
平成 30 年 3 月 20 日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

国土交通省
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

平成 30 年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について

直轄工事の予定価格の作成については、「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 29 年 1 月 20 日付国技建管第 8 号、国総公第 71 号）及び（平成 29 年 10 月 25 日付国技建管第 23 号）により、積算方法等に関する運用を通知しているところである。

今般、上記通知後も積算と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について」（平成 30 年 3 月 20 日付国官技第 280 号）の共通仮設費及び現場管理費の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、対象となる県、政令市等については、貴局より情報提供されたい。

以下の通知は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

- ・平成 29 年 1 月 20 日付国技建管第 8 号、国総公第 71 号（通知）
「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」
- ・平成 29 年 10 月 25 日付国技建管第 23 号（通知）
「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約締結を行う工事

変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いします。

(県あてのみ記載)

貴県におかれては、貴県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数①】 熊本県内の阿蘇地域及び上益城地域以外

「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費：1.1 現場管理費：1.1

【補正係数②】 熊本県内の阿蘇地域及び上益城地域

「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じることができるものとする。この場合、共通仮設費率については、この他の施工地域を考慮した補正は行わないものとする。

共通仮設費：1.4 現場管理費：1.1

3. 適用にあたって

(1) 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出をすること。

(2) 平成30年4月1日時点において入札手続き中で未契約の工事

契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約を行うこと。

(3) 本通知の適用期限について

平成31年3月31日までに入札書の提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用（試行）の適用対象外とする。

以上